

平成21年度農林水産政策研究所シンポジウム 「条件不利地域対策の現状と課題」 —パネル・ディスカッション—

〔パネリスト〕

早稲田大学人間科学学術院教授 …………… 柏 雅之
フランス国立農学研究所 (INRA)
…………… フィリップ ペリエ・コルネ
ドイツ・ロストック大学 …………… カーチャ ルドフ
農林水産省農村振興局中山間地域振興課長 …… 雑賀 幸哉
農林水産政策研究所主任研究官 …………… 橋詰 登

〔司 会〕

農林水産政策研究所総括上席研究官 …………… 香月 敏孝



前号で掲載した標記シンポジウムの講演会に引き続いて行われたパネル・ディスカッションの概要です。

1 条件不利地域への支払いが 及ぼす効果について

(ペリエ・コルネ) EUの条件不利地域 (LFA: Less Favoured Area) 支払いは、EUの共通農業政策 (CAP) の柱の1つである。その本来の目的は、農業者を助け農地を保全するということであり、所得補償は二次的なもの。しかし、CAP全体で見た場合、山岳地帯などについてはそもそも生産性等でハンディキャップを負っている上に、平野部で行われている単一支払いの恩恵を受けていないため、二重に所得格差を相殺する効果があるといえる。

(ルドフ) 所得に対する効果に着目するよりは、むしろ、農業者に対する心理的な効果に注目すべき。農業にとどまらせるために、農業者にどういった支援ができるのかを考えるべき。所得は農業を行うための1つの動機に過ぎず、例えば、景観の改善等の要因も考慮する必要がある。



橋詰氏

(橋詰) 個々の農家が別々に農業をやっていて、支払いを受け取るのであれば直払いの効果はないかもしれない。しかし、活動を通じて組織化が進み、集落営農

組織を立ち上げ、特定のオペレーターが中心となって交付された資金を集中し、機械への投資等を展開することができれば、所得効果が発揮できる。



雑賀氏

(雑賀) 橋詰さんと同意見。グリーンツーリズム、特殊な農産物の生産や営農の集約化など新たな取組の契機となることを期待して、中山間直払いの制度設計に臨んだ。

(柏) 旧村レベルで何らかの「防波堤」となる地域主体を作り、そこに直払い金の集中をすれば、経

日 時：平成22年3月19日（金）
17:00～18:30

場 所：農林水産政策研究所セミナー室

企画広報室交流情報課長 牧野 竹男

営的持続性が与えられる場合がある。そういうものとして、講演の中で富山県南砺市を紹介した。そこでも、色々と問題はあるが、直払い制度の創出を契機に、そういうシステムが生じてきたことに大きな意義がある。

（明治大学農学部市田准教授（会場からの質問）） ルドフさんの発表で、LFA 支払いの農村社会の維持のための効果を指摘する一方で、LFA では非農家や通勤者が多数であり、農業者はごく少数であるため LFA の指定要件から人口要件を外したという話も出た。両者はつじつまが合わないように思うがいかがか。



ルドフ氏

（ルドフ） LFA の市長にインタビューをしたが、彼らは LFA 支払いを廃止し、農業者が離農した場合の影響をよく理解していた。また、都市通勤者の割合が大きい地域では、農業に留まっている農業者を大変重要視している。通勤者は LFA 支払いの非受益者であるが、彼らは、自分が農業を続けられなかったので、むしろ農業にとどまっている人を支援していくことが重要だという認識がある。こうしたことから、LFA 支払いに効果があったと判断した。一方、LFA から人口要件が外れた理由は、1960 年代までは、農村地域からかなりの人が都市部に移住し

ていたが、現在は、都市の人が農村に戻り始めていることによる。現在、ドイツの平均的な農村地域では、過疎化はあまり問題ではない。



ペリエ・コルネ氏

（ペリエ・コルネ） フランスも同じ状況。20 年前は農村から町への人の移動があったが、今は、田舎が好きだということで、町の人々が町で仕事をしながら農村で家を持つというコミューティングが増えている。町の人々が定年退職で、農村地域に住んだり、イギリス人がフランスの農村地域で家を持って、悠々自適で暮らすというのが 1 つの流行となっている。10 年前から、フランスの農村地域では、人口が増えており、むしろ過疎化は限定的である。



柏氏

（柏） 一般的には、ドイツやフランスでも過疎化は起こっていない。むしろ、イギリスでも、カウンター・アーバニゼーションが起こっている。これは、まさに中小都市がどういう形で国の中に配置されているか、産業立地がどのような形になっているのかと大いに関係する。人口問題を抱えている日本と、就業機会のある中小都市が国中に散在しているヨーロッパとの違いをよく考えないと、比較研究は難しいと思う。

2 条件不利地域対策の今後の展開方向について

（ペリエ・コルネ） 例えばアルプスのような地域では、農業は条件不利でも、観光産業という点に着目すれば、条件不利ではない。農業が不利であっても他の産業が栄えることがある。EU の LEADER イニシアティブでは、地方レベルの様々な取組を支援しているが、農業以外の他分野（商店、職人等）の参加を促す仕組みや政策ツールが必要。農村観光、アートクラフト、農産物の現地加工といった農業以外の産業を事業化することにより、農業の低い生産性が補われ、経済的にもより持続的な効果が現れると思う。

（香月） 農村地域政策として、今後、既存の条件不利地域政策とどう重ねていったらよいか。

（ルドフ） ドイツでは、LFA 支払いとは別に、農村の向上を図るための農業従事者への研修や農業の観光対応への支援等で地域全体を受益者とする農村開発施策がある。様々な施策や政策目的が併存する中で、まず、どの目的を優先させるべきかを決めた上で、施策を講ずべきである。このことは日本にも当てはまるのではないか。